

第 2 2 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 9月18日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

過去 2回の任意提出済個別契約書、代理人は〇〇〇証券と復代理人〇〇〇〇〇〇社の取扱い担当者自動車免許証日付で平成26年 3月18日前と以後の二通だが、左半分の個別契約書コピーは同一と思うが個人及び法人情報保護の黒塗り対応が二ヵ所で大きく相違するので、この件につき条例に基づく対応をしたのかの分かるものを求めます。熱田区役所内名古屋市証明書交付センター分。

- 2 同年10月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月 3日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

収入印紙へ朱肉印を押印した部分以外まで塗りつぶし、法人情報として保護対象とするのは条例からの逸脱であり、納得がいかないため、この異議申立ての発端の行政文書公開請求となった。該当文書は条例に基づき必ず存在する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人による平成26年 5月29日付け行政文書公開請求（以下「公開請求①」という。）及び同年 7月28日付け行政文書公開請求（以下「公開請求②」という。）において、公開された個別契約書の黒塗り対応が相違することについての文書を作成しておらず、また、条例に基づき作成されるべきものであるとは考えていないため、異議申立人の請求に係る文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件公開請求について

当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 本件公開請求における過去 2回の任意提出済個別契約書とは、公開請求①に対して実施機関が一部公開決定を行った個別契約書（以下「個別契約書①」という。）及び公開請求②に対して実施機関が一部公開決定を行った個別契約書（以下「個別契約書②」という。）のことである。

(2) 個別契約書①は、公開部分である契約者甲の代表者氏名が確認できるよう配慮して黒塗りされているが、個別契約書②は、契約者甲の代表者氏名のうち印影にかかっている部分も含めて黒塗りになっており、代表者氏名が確認できない状態になっているなど、それぞれの黒塗りの仕方についての相違が認められる。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、上記 2(2) の黒塗りの仕方が相違することについて、理由がわかる文書である。

(2) 上記 2(2) のとおり、個別契約書①と個別契約書②の黒塗りの仕方について相違は認められるが、行政文書の公開及び非公開については、条例に基づいて判断するものであるから、個別の行政文書について、それぞれの黒塗りの仕方が相違することの理由がわかる文書を作成することの必要性は考えにくい。

(3) なお、異議申立人は、本件公開請求の前提として、個別契約書②の黒塗

りが余分にされていることに納得がいかない旨の主張をしているが、本件異議申立ての対象となる文書の有無に係る判断に影響を与えるものではない。

4 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年12月24日	諮問書の受理
平成27年 1月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月20日	実施機関の弁明意見書を受理
3月13日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
5月 8日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受理
平成30年 4月24日 (第 7回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久